

## 2019 年度入学試験問題 憲法 出題趣旨

表現の「場」の保障をめぐる問題である。市庁舎前広場での集会の不許可が問題となった事件（金沢地判平成 28 年 2 月 5 日、名古屋高裁金沢支判平成 29 年 1 月 25 日、最決平成 29 年 8 月 3 日）をモデルとしているが、本問の事案はモデルと同一ではない。

表現の自由は、公権力により表現行為を妨げられないことを本質とし、特定の場所での表現を求める権利までも当然に含むわけではない。集会や集団行動を行おうとする場合、表現の場の管理権との調整が必要となる。そこで、表現の場の保障のために援用されるのが、パブリック・フォーラム論である。地方自治法 244 条にいう「公の施設」をめぐり、パブリック・フォーラムと同趣旨の論理を用いたと思われる最高裁判決もある（最判平成 7 年 3 月 7 日、泉佐野市民会館事件）。

市庁舎前広場での集会の不許可をめぐる本問でも、当然のように集会の自由の侵害（厳格審査）を主張しうるわけではない。X らの側からは、パブリック・フォーラム論（いわゆる指定パブリック・フォーラム）を援用したうえで、本問の不許可が内容規制（観点規制）にあたるといった主張を行うことが、まずは考えられよう。

しかしながら、市庁舎前広場は市庁舎と一体として管理されており、「公の施設」とは性格が異なっているので、パブリック・フォーラム論をそのまま援用することは難しい。また、特定の態様での表現の規制、あるいは主題規制が問題となっているようにも見える。Y 市側からは、これらの点に基づく反論が予想され、X らの側からの違憲の主張は容易ではない。過去の実績や前年には実質的に同趣旨の集会が許可されていることなどから、市庁舎前広場は実質的に表現の場として機能している、場の利用について一定の保護が及びうる、特定の観点を排除するための規制である、といった主張をするなど、違憲論については、さらなる工夫を期待したいところである。

説得力ある違憲論の組み立てが難しいことに配慮して、小問 1 と小問 2 の配点比率は 1 対 1 としている。表現の場の問題を主軸に据えた、かみ合った議論の組み立てが期待される。